

ハウス等整備事業（省エネ取組優先枠）

産地支援課

1 目的

本事業の実施により地域や産地を支える中核的な経営体を目指す自営新規就農者や認定農業者等（以下、「担い手」という。）の経営発展に必要な省エネに資する取組み（エネルギー効率の高い施設園芸や化学肥料の低減につながる有機農業）を推進するため農業用ハウスの整備について支援を行う。

2 事業内容

担い手が整備するハウス及び担い手にリースするハウスの整備費の一部を助成する。

（1）事業実施主体

ア ハウスを整備する場合

認定新規就農者、認定農業者、集落営農法人及び広域連携組織

イ ハウスをリースする場合

市町村、農業協同組合及び農業公社並びに定款にリース事業を規定している事業者

ウ ア、イで受益するものは、有機栽培又は施設園芸に取り組む農業者に限る

（2）補助対象経費

整備又はリースするハウスの整備に係る経費

ただし、育苗ハウス、畜産施設（牛舎、たい肥舎等）、菌床きのこハウス等の整備費は対象外とする。

（3）補助率

ア 国庫補助事業活用 補助対象経費の1/4

イ 国庫補助事業非活用 補助対象経費の1/3

（4）要件

ア 本優先枠により事業を実施するものは、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

a 二重被覆（内張カーテンなどの張付）、変温管理装置（多段サーモ装置）などエネルギー効率を高める資材、装置を導入すること

b J A S 認証取得者、又は、取得見込みであること

イ （3）のイの場合は、市町村等から補助対象経費の1/3の補助を受けることが確実、又は確実であることが見込まれること

【参考】資材費 7,000 千円、施工費 3,000 千円の場合

国庫事業を活用する場合（国庫補助事業活用）

国 3,500 (資材費の 1/2)	県 2,500 (事業費の 1/4)	本人負担 4,000
-----------------------	-----------------------	------------

※市町村に県と協調して事業費の一部（1/10 程度）の上乗せ支援の実施を要請

国庫事業を活用しない場合（国庫補助事業非活用）

県 3,333 (事業費の 1/3)	市町村等 3,333 (事業費の 1/3)	本人負担 3,334
-----------------------	--------------------------	------------

※牛舎（畜舎、たい肥舎等）をリースする場合を除く

3 令和4年度5月補正予算額 150,000千円